

2 3 川 監 公 第 7 号

平成 2 3 年 1 1 月 1 0 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松 川 欣 起

同 奥 宮 京 子

同 東 正 則

同 石 川 建 二

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 環境局

まちづくり局

監査の範囲 平成22年度に契約した工事並びに平成21年度からの繰越工事及び債務負担行為の工事のうち、平成23年3月31日までに完了したもの（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成23年 4月 1日から

平成23年10月27日まで

監査の結果

今回の監査は、監査の範囲に示した工事及び工事関連の業務委託578件のうちから、工事50件及び業務委託10件の合計60件（別表）を抽出し、これらが計画、設計、積算、施工等の段階において、各業務は適切に実施されているか、また、監査の重点項目として、品質確保に関する確認及び検査は適正に実施されているかについて、設計図書及び施工関係書類の審査並びに現場調査を行った。

その結果、重点項目に関する事項をはじめとして、各業務は概ね適切に実施されていた。ただし、軽易ではあるが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

なお、このたびの改善措置を要する事項の多くは積算に関するものであることから、設計積算の誤りなどによる入札中止等が発生している本市の状況に鑑み、今回の監査の対象局に留まらず、より正確かつ適正な運用を望むものである。

1 専門工事により発注する工事の積算において適正な単価を適用すべきも

の

屋上防水改修工事費の算定において、施工規模及び下請経費の有無に応じた単価を採用していなかった事例

(注) 専門工事とは、専門工事業者に単独工種の工事を発注するものであり、防水改修やサッシ改修等の工事をいう。

(監査番号 47) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

2 諸経費の積算を適切に行うべきもの

(1) 電気及び機械設備工事における共通費の積算を適切に行うべきもの

共通仮設費等の積算において、労務費の比率が著しく少ない機器類として経費率の低減を行わず算定していた事例

(注) 共通仮設費等とは、共通仮設費及び現場管理費をいう。

(監査番号 1、3、50) (環境局地球環境推進室、施設課) (まちづくり局施設整備部電気設備担当)

(2) 設計変更に伴う間接工事費等の積算を適切に行うべきもの

残土及びコンクリート塊の処分費の増額に伴う間接工事費等の率計算対象額が適切でなかった事例

(注) 間接工事費等とは、一般管理費を含む共通仮設費及び現場管理費をいう。

(監査番号 7、8) (まちづくり局市街地開発部新川崎・鹿島田駅周辺整備担当) (幸区役所道路公園センター整備課)

(3) 共通仮設費の積算において適切な単価を採用すべきもの

共通仮設として設置する機材の単価について、採用した見積額の精査が十分でなかった事例

(監査番号 21) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(4) 共通仮設費の積算において仮設物の設置費を適切に計上すべきもの

工事看板の設置費を積上げ積算により計上したため、共通仮設費の率計上分と重複した積算となっていた事例

(監査番号23)(まちづくり局施設整備部公共建築担当)

3 請負金額の変更を伴わない工事変更において適切な手続きを行うべきもの

工事内容の変更について、工事記録及び金額の増減処理の手続きが適切に行われていなかった事例

(監査番号24、29、38、40)(まちづくり局施設整備部機械設備担当、大規模施設建設担当)

4 業務委託費の積算において単価の設定を適切に行うべきもの

業務委託報告書の印刷製本費において、採用した見積書における作成部数と見積金額の確認を十分に行わず、単価の設定が適切でなかった事例

(監査番号6)(環境局施設部仮称リサイクルパークあさお建設担当)